

戦後揺籃期における金融当局検査の考察 —旧銀行法における銀行検査の位置づけと GHQ/SCAP との関係—

いすゞ自動車 大江 清一

本稿の目的は戦後揺籃期の金融当局検査がどのような経緯と背景の下で再開されたのかについて、旧銀行法および GHQ/SCAP(General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers 連合国最高司令官総司令部)との関わりを中心に考察することである。

戦後揺籃期における金融検査行政の再開過程を理解することは、金融当局検査およびそれと連関構造を構成する邦銀の内部監査の歴史的変遷を戦後 60 年間にわたって分析するための原点となる。本稿は終戦直後の金融検査行政の法的根拠である旧銀行法と当時最も強力な外的圧力であった GHQ/SCAP との関係を通してこの原点に接近する試みである。

旧銀行法については昭和 30 年代初めに現役であった大蔵官僚が戦後どのような理解をもって金融行政にあたっていたのかを「銀行の公共性」を軸に検討し、金融当局検査の目的を銀行の公共性を確保するものと位置づけた。また大蔵省と GHQ/SCAP との関係については、GHQ/SCAP 関係資料に含まれている金融検査関係資料に基づいて GHQ/SCAP からの指示内容とそれに対する大蔵省の対応を分析した。具体的には大蔵官僚の認識を分析することを通して「銀行の公共性」に対する彼等の理解を考察した。

銀行の公共性は「預金者保護」「信用秩序維持」「信用創造機能の保護」の 3 つの概念に収斂し、それぞれの概念にそって金融機関の実態解明を行うことが戦後の金融当局検査に課せられた職務であった。

GHQ/SCAP の指示を受けて導入した新検査方式についてはその導入の経緯を SCAP 関係資料によって探るとともに、それを元大蔵官僚の証言にしたがって検証した。また昭和 26 年度の銀行検査結果をもとに銀行の公共性と金融検査の関係を分析した。戦後揺籃期においては「預金者保護」と「信用秩序維持」を担保すべく、金融検査が実施されて金融検査行政が運営されていた。「信用創造機能の保護」に関しては極めてプリミティブなレベルで個別銀行の与信・受信を検査することを通して業務の健全性を回復させる役割を金融当局検査が果たしていた。

今後は銀行の公共性を構成する 3 つの要素と金融当局検査の関係について、戦後揺籃期以後の金融当局検査を時系列的に分析することよりその実態を解明したい。